

事務事業名		社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業		<input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業				
政策体系	政策名	安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間		予算科目				
	施策名	高齢者支援の充実		单年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 单年度繰返 (開始 年度～)		会計	款	項	目	事業
	基本事業名	福祉サービスの充実				01	03	01	03	68
根拠法令		社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱		事務事業区分						
所属	部課名	保健福祉部長寿社会課		A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 助助金等 E 一般(A~D以外)						
	課長名	佐々木 義和								
	係名	高齢者福祉係	電話	26-2943						
担当者	村上 正展	内線	直通	※全体計画欄の総投入量を記入						
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)						全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
介護保険サービスを提供する社会福祉法人等がその社会的役割に鑑み、利用者のうち低所得で生計が困難である方について、利用者負担額の減免を実施し、その事業に対して助成するものである。 具体的な手順は、①低所得の減免希望者からの減免申出を受け付ける。②要件審査を行い減免対象者を決定する。③社会福祉法人等が減免対象者に行った1年間の減免内容に基づき、市に対し補助金申請を提出する。④補助金申請内容を市が審査し、補助基準に適合した場合、社会福祉法人等に助成を行う。⑤市が社会福祉法人等へ助成した補助金のうち、その3/4の額が県支出金として市に交付される。 なお、事業費は減免を行なう社会福祉法人等への補助金として支出される金額である。						総投人量 (千円)	国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A)	財源内訳	正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費 人件費計(B)	トータルコスト(A)+(B)

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)

前年度実績(前年度に行った主な活動)

負担額減免の条件を満たしている社会福祉法人等が無かつたため、実績なし。

今年度計画(今年度に計画している主な活動)

利用者負担額減免対象確認申請書を精査し、負担額減免の条件を満たしている社会福祉法人等に対し補助金額を決定し、交付する。

② 対象(誰、何を対象にしているのか)*人や自然資源等

(直接対象)減免申出書を提出した社会福祉法人等

(間接対象)低所得の要介護・要支援認定者のうち減免対象となった者

③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)

社会福祉法人等が実施する減免事業に対して助成することにより、減免対象者の拡大を図り、もって低所得者の負担軽減を図る。

④ 結果(基本事業の意図: 上位の基本事業にどのように貢献するのか)

低所得者に対しても適切な介護サービスが提供され、自立した生活の支援に寄与する。

(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)

名称	単位
ア 介護サービス利用者からの利用者負担額減免申請件数	件
イ 低所得の要介護・要支援認定のうち確認書が交付された者	人
ウ	

(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)

名称	単位
カ 該当事業を実施する社会福祉法人等	法人
キ 低所得の要介護・要支援認定のうち申請者数	人
ク	

(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)

名称	単位
サ 社会福祉法人等利用者負担額減免事業補助金支出額	千円
シ	
ス	

(2) 総事業費・指標等の推移

事業費 投入量	年度 単位	年度					
		27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(実績)
国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A)	千円		41	42	43		
正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費 人件費計(B)	人 時間 千円	1 24 96	1 50 200	1 50 200	1 50 200	1 50 200	1 50 200
トータルコスト(A)+(B)	千円	96	256	256	258	200	200
⑤活動指標		ア 件	1	5	10	7	6
		イ 人	1	4	10	7	5
		ウ					
⑥対象指標		カ 法人	1	2	3	2	2
		キ 人	1	5	10	7	0
		ク					
⑦成果指標		サ 千円	0	56	56	58	0
		シ					
		ス					

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

介護保険が始まる平成12年5月、国からの通知による。

(2) 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

介護保険法の制度改革により、平成17年10月から食費・居住費(滞在費)が利用者負担となったことにより、対象となる費用や対象者の範囲が拡大された。具体的には、軽減対象となる利用者負担に食費・居住費(滞在費)を追加し、それと1割負担を合わせた額の1/4軽減となつた。

なお、担当課は平成23年度までは保健福祉課で、24年度からは保健介護センター(27年度からは機構改革により長寿社会課)となつた。

(3) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

特になし。

2 評価の部(SEE) *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】
	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?	社会福祉法人等が行う減免事業の拡大を図り、低所得者の負担軽減と介護保険サービスの利用促進が図られる。	
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】
有効性評価	なぜこの事業を当市が行わなければならぬのか?税金を投入して、達成する目的か?	介護保険制度上、介護サービスの利用促進を図ることは保険者である市の責務である。	
	③ 対象・意図の妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】
効率性評価	対象を限定・追加すべきか?意図を限定・拡充すべきか?	社会福祉法人等が減免を行うことは任意であることから、現在、行っていない法人もある。引き続き、事業の実施拡大について、働きかけていく必要がある。	
	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】
公平性評価	成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?	事業実施する社会福祉法人等が増えることにより減免対象者が増え、対象者の利用者負担を軽減することにより介護保険サービスの適切な利用につながる。	
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】
効率性評価	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?	低所得者が必要な介護保険サービスの提供に支障が生じるため、廃止することができない。	
	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】
公平性評価	成果を下げずに事業費を削減できないか?(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	必要最低限の事務処理であり、削減の余地はない。	
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】
公平性評価	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか?成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできいか? (アウトソーシングなど)	減免対象要件は課税・所得状況等により決定し、社会福祉法人等が行う減免事業の内容確認は、介護給付実績と突合が必要であることから、市が行うのが最も効率的である。	
	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】
公平性評価	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?	社会福祉法人等が行う減免事業に対する助成であり、社会福祉法人等も相応の負担をしている。	

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性

- ① 現状維持
2 改革改善(縮小・統合含む)
3 終了・廃止・休止
- 

(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

利用者負担額減免制度について知らない事業所もあるので、各事業所への周知に努め、事業実施する社会福祉法人等を増やしていくことが必要であると考える。

(2) 改革・改善による期待成果

		コスト		
		削減	維持	増加
向上	成績維持			
		●	×	×
低下		×	×	×

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

4 課長等意見

(1) 今後の方向性

- ① 現状維持
2 改革改善(縮小・統合含む)
3 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

適切な事務執行がなされている。国の基準に基づいた事業であり、社会福祉法人等への制度周知を図りながら、今後も継続して実施する。